

Technical Line

グローバルなサステナビリティ関連の 報告要件が多国籍企業に及ぼし得る影響

目次	
概要.....	1
最終化された報告基準.....	2
カリフォルニア州の気候開 示法.....	2
CSRD.....	2
オーストラリア.....	3
マレーシア.....	4
メキシコ.....	5
シンガポール.....	5
提案中の報告基準.....	6
フィリピン.....	6
スイス.....	6
英国.....	7

- ▶ 一部のグローバルなサステナビリティ関連報告要件は大規模な非上場企業に影響を及ぼすため、多国籍企業は複数の法域における報告義務を負う可能性があります。
- ▶ 多くの法域における要件は ISSB 基準に基づいていますが、各法域の要件は ISSB 基準と異なる点や追加的な事項を含む場合があります。
- ▶ 複数の法域で大規模な事業を行う企業は、どの規制が自社に適用されるか、当該規制枠組みにおける開示要件、適用時期、そして自社の報告に関する戦略・プロセス・統制に与える潜在的影響を理解する必要があります。
- ▶ 企業は、報告義務が進化する中でコンプライアンスに備えるため、世界中の動向を理解し、モニタリングする必要があります。

概要

サステナビリティ関連報告を取り巻く環境は、政治及び経済環境の変化に対応して急速に変化を続けています。世界の多くの法域において、サステナビリティ又は気候関連の報告が要求されている、又は要求することが計画されており、国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) が公表した基準に基づく報告が求められる法域もあります。大半の法域における要件は、当該法域で上場する企業に適用されません。一方で、大規模な非上場企業に対しても適用を求める法域もあります。その結果、多国籍に事業を展開する企業は、子会社がサステナビリティ関連情報の報告を要求される、又は将来要求される可能性があります。

断片的かつ進化し続けるサステナビリティ報告の状況を把握しモニタリングすることは、多国籍に事業を展開する企業にとって課題となっています。例えば、カリフォルニア州の気候開示法に関する規則制定は遅延しており、同法は継続的な法的争いに直面しています。欧州連合 (EU) の立法である企

業サステナビリティ報告指令(CSRD)¹は、2023年1月に最終化されましたが、欧州委員会(EC)が要件の簡素化に取り組む間、多くの企業について適用が2年延期されました。複数の法域が、将来のサステナビリティ報告要件に関するパブリックコンサルテーションを公表した、又は公表を計画しています。

多国籍に事業を展開する企業は、どの規制が自社に適用されるか、当該規制枠組みにおける報告義務、そして自社の報告に関する戦略・プロセス・統制に与える潜在的影響を理解することが必要になります。

本稿では、主要法域において、金融機関を除く非上場企業に適用される公表済み及び提案されているグローバルなサステナビリティ関連報告要件の概要をまとめています。対象法域には、カリフォルニア、EU、オーストラリア、メキシコ、マレーシア、シンガポール、フィリピン、スイス、英国を含みます。各要件の適用範囲、関連する保証要件、適用日を解説します。

最終化された報告基準

カリフォルニア州の気候開示法

適用範囲

カリフォルニアは、米国の中で広範な気候関連開示を要求する唯一の法域です。カリフォルニア州気候企業データ説明責任法(SB-253)及びカリフォルニア州温室効果ガス:気候関連財務リスク法(SB-261)は、カリフォルニア州で事業を行い、一定の年間売上高の閾値を満たす米国企業(非米国企業の米国内子会社を含む)に、スコープ1、スコープ2及びスコープ3の温室効果ガス(GHG)排出量並びに気候関連財務リスクに関する開示をそれぞれ要求しています。親会社の報告に含まれている子会社は、SB-253又はSB-261のいずれについても別個の報告を行う必要ありません。²

適用時期

SB-253及びSB-261に係る規則を策定・採択・施行する権限を付与されたカリフォルニア州大気資源局(CARB)は、2025年度に関するSB-253に基づく報告を、2026年8月10日までに要求すると示しました。以後の事業年度についての報告期限は8月10日より早まる可能性があります。SB-261に基づく報告は当初、2026年1月1日に要求されていました。しかし、米国第9連邦巡回控訴裁判所はSB-261の施行を停止しています。この仮差止はSB-253には適用されません。

保証要件

スコープ1及びスコープ2のGHG排出量について限定的保証が要求されます。CARBは、執行裁量を行って、初年度については当該保証を要求しないとしました。2030年から、スコープ1及びスコープ2のGHG排出量について合理的保証が要求されます。スコープ3のGHG排出に関する開示についても、2030年から限定的保証が要求されます。ただし、CARBは、スコープ3のGHG排出に関する第三者保証要件の動向に基づき当該時期を変更することができます。保証は独立した第三者保証提供者により実施されなければなりません。

カリフォルニア州の気候関連開示要件の詳細については、関連するTo the Point『[カリフォルニア州気候開示法に関する規則案と訴訟の最新情報](#)』及びTechnical Line『[最近施行されたカリフォルニア州気候開示法の詳細](#)』を参照してください。

CSRD

適用範囲

EUのCSRDIには、欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)が当初作成した欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)³に基づき、一定の企業がサステナビリティ情報を報告する義務が含まれています。

CSRDIの適用範囲は広範であり、EU域外に本社を置く公開企業及び非公開企業であっても、EU域内の子会社又は支店を通じてEU内で事業を行う場合には影響を受けます。加えて、CSRDIにはEU域外企業のみにも適用される一定の報告要件が含まれます。適用対象の子会社(非上場)を有する、EU域

断片的かつ進化し続けるサステナビリティ報告の状況把握し、モニタリングすることは、多国籍に事業を展開する企業にとっての課題となります。

外企業には、最終親会社レベルで報告することを含む複数の報告オプションがCSRDの下で認められています。

CSRDの報告要件の規模及び範囲は、オムニバス簡素化パッケージ(オムニバスパッケージ)の一環としてEUで採択された立法により大幅に縮小されましたが、多くのEU域外企業は依然として範囲内であり、報告義務を負うことになります。最新動向については、EYの出版物である『[EUの企業サステナビリティ報告指令\(CSRD\)がEU域外の多国籍企業に与える影響](#)』及び『[How to navigate the EU Omnibus Simplification Package\(英語のみ\)](#)』を参照してください。

適用時期

EU理事会と欧州議会は、オムニバスパッケージの一環として、CSRDの適用を2年間延期する指令(EU加盟国による国内法制化を要する)を公表しました。その結果、多くのEU域外多国籍企業の子会社に関する報告は、2027年度のデータに基づき2028年から開始されます。EU域外企業の連結報告は、2028年度のデータに基づき2029年から開始されます。

保証要件

CSRDは、財務諸表監査人又はEU加盟国がCSRDの国内法制化する際に選択する場合には、当該EU加盟国により認定された他のプロフェッショナルサービス事業者又は独立した保証サービス提供者に対して、以下について限定的保証(該当する場合は初年度の報告に対する限定的保証を含む)を提供することを要求しています:

- ▶ CSRD(ESRSを含む)への準拠
- ▶ ESRSに従って報告される情報を識別するために企業が実施したプロセス
- ▶ EUタクソノミー規則第8条の報告要件への準拠

企業は、電子報告形式を使用してサステナビリティ報告書にマークアップする要件への準拠について限定的保証を取得することも要求されます。この報告及び保証の要件は、ECが当該マークアップのルールを定める委任法を採択するまで効力を有しません。

オーストラリア

適用範囲

オーストラリアの企業(多国籍企業の非上場のオーストラリア子会社を含む)のうち、会社法第2章MIに基づき財務報告書の提出が必要であり、一定の規模又は資産の閾値を満たす企業(又はオーストラリアの国家温室効果ガス及びエネルギー報告法(NGER)に基づく登録企業)は、オーストラリアサステナビリティ報告基準(ASRS)に従って作成された気候関連開示を含むサステナビリティ報告書の提出を要求されます。これらの閾値については適用時期のセクションの表を参照してください。

ASRSには、AASB S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」及びAASB S2号「気候関連開示」が含まれています。AASB S1号及びAASB S2号は、ISSBが公表したIFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」及びIFRS S2号「気候関連開示」⁴に基づいています。対象企業は、気候関連財務情報開示の作成に当たりAASB S2号を適用することが要求され、AASB S1号は任意適用となります。

AASB S2号はIFRS S2号に基づいていますが、いくつかの相違が含まれます。例えば、AASB S2号には産業別の開示要求は含まれません。また、気候シナリオ分析及びレジリエンス開示の一部として、少なくとも2つの必須気候シナリオを実施することを企業に要求しています。

オーストラリア国外に親会社を持つオーストラリアの子会社は、ASRSに従い子会社を報告主体レベルとして作成した気候関連財務開示を含む自社の報告書を提出しなければなりません。すなわち、オーストラリア国外の親会社を持つオーストラリアの子会社は、親会社の連結サステナビリティ報告書を提出することで自社の報告義務を果たすことはできません。詳細は関連出版物『[Mandatory climate-related financial disclosures: What you need to know](#)』を参照ください。

弊法人の見解

オーストラリア国外の親会社を持つオーストラリアの子会社は、親会社の連結サステナビリティ報告のプロセス及び情報を活用できる可能性があります。ASRS の下でオーストラリアの報告主体に特有の気候関連のリスク及び機会を識別し、要求される開示を提供することが必要です。

適用時期

サステナビリティ報告に関する要件の施行時期は次のとおりです。

オーストラリア国外の親会社を持つオーストラリアの子会社は、親会社の連結サステナビリティ報告書を提出することで自社の報告義務を果たすことはできません。

グループ	適用時期 (当該日以降に開始する事業年度)	規模テスト(2項目以上を満たす) (オーストラリアドル)	資産所有者 (資産価値の閾値)	NGER法 報告者
1	2025年1月1日	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 従業員500人以上 ▶ 連結総資産10億ドル以上 ▶ 連結売上高5億ドル以上 	該当しない	NGER法公表基準値を上回る
2	2026年7月1日	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 従業員250人以上 ▶ 連結総資産5億ドル以上 ▶ 連結売上高2億ドル以上 	資産価値50億ドル以上	その他のNGER報告者
3	2027年7月1日	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 従業員100人以上 ▶ 連結総資産2,500万ドル以上 ▶ 連結売上高5,000万ドル以上 	50億ドル未満、一般的な規模テストを適用	該当しない

* グループ3の企業は、当該報告期間に重要性がある気候関連のリスク又は機会を識別した場合のみ、気候関連財務開示の提供が必要となります。重要性があるリスク又は機会がない企業は、その事実及びその結論に至った理由を開示する必要があります。

保証要件

企業は、1年目に一定の情報に対する限定的保証、2年目及び3年目にすべての情報に対する限定的保証、4年目にすべての情報に対する合理的保証を取得することが要求されます。ただし、年次報告期間が1月1日から6月30日の間に開始するグループ1の企業は、最初及び2番目のサステナビリティ報告書の双方に対して1年目の保証パスウェイを適用することができます。初回適用日がグループ1、2、3で異なっても、全て同一の段階的アプローチを適用します(例:グループ2の企業は、その企業の4年目まで合理的保証を取得する必要はありません)。

保証提供者は、オーストラリアの会社法に基づく登録会社監査人でなければなりません(例えば、環境コンサルタントやコンサルティング会社が登録会社監査人でない限り、保証を提供することはできません)。

マレーシア

適用範囲

マレーシアの国家サステナビリティ報告フレームワーク(NSRF)は2024年9月に公表され、年間売上高が20億マレーシア・リンギットを超える企業として定義される大規模非上場企業に適用されます。NSRFの適用対象企業は、IFRS S1号及びIFRS S2号に従ってサステナビリティ開示を提供することが要求されます。ただし、持株会社が既にISSBIに整合した基準又は同等の基準(例: NSRFはESRSを参照)を用いてサステナビリティ報告を作成している場合、当該持株会社の報告を利用することができます。

適用時期

NSRFに基づく気候関連報告は、2027年1月1日以降に事業年度を開始する大規模非上場企業に対して要求されます。IFRS S1号及びIFRS S2号の全要件の強制適用(すなわちサステナビリティ関連事項に関する報告)は、2030年1月1日以降に開始する年度に係る報告期間から要求されます。報告要件には、IFRS S1号及びIFRS S2号が提供しているものよりも延長された経過的な救済措置が含まれ、最初の3年の年次報告期間におけるスコープ3のGHG排出の開示免除等が含まれます。

持株会社が、グローバル・レポーティング・イニシアティブ(GRI)基準又は気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)等の他の国際基準・枠組みを用いて報告している場合、子会社である大規模非上場企業は、3年の報告期間について(すなわち2030年1月1日まで)NSRFに基づく報告の免除が認められる可能性があります⁵。

保証要件

サステナビリティ開示に対する保証は現時点では任意とされています。スコープ1及びスコープ2のGHG排出に対する合理的保証は、早ければ2029年に大規模非上場企業に要求される可能性があります。サステナビリティ保証の枠組みは今後の規則制定の対象となっています。

メキシコ

適用範囲

メキシコ財務サステナビリティ報告基準審議会(CINIF)は、2024年5月に最初のメキシコサステナビリティ基準(Normas de Información de Sostenibilidad: NIS)を公表しました。メキシコ財務報告基準の下で財務諸表を報告する全ての企業(IASBが公表するIFRSではなく、メキシコで事業を行う外国の多国籍企業の子会社を含む、メキシコ財務報告基準の下で報告する非上場メキシコ企業等)は、当該基準に基づきサステナビリティ情報を報告することが要求されます。

NISには、NIS A-1『サステナビリティ開示基準の概念フレームワーク』及びNIS B-1『サステナビリティの基本指標』が含まれます。NIS A-1はサステナビリティ情報を報告するための全般的な要求事項を提供しています。NIS B-1はサステナビリティ基本指標(IBSO)の開示に関する具体的ルールを提供しています。NIS B-1には、環境、社会、ガバナンスに係る30のIBSO(定量21、定性9)が含まれており、財務諸表の注記内で開示することが要求されています。規制対象企業及び上場企業向けの別途の報告要件を含む詳細については、関連出版物である『*Regulatory Landscape in Mexico: Mexican Sustainability Reporting Standards*(英語のみ)』を参照してください。

適用時期

NISは2025年1月1日から有効であり、対象企業の初回の必須報告は2025年度のデータに基づいて、2026年に提出されます。

保証要件

メキシコ公認会計士協会は、NISにより要求されるサステナビリティ情報は、財務諸表の「その他の情報」とみなされ、独立監査人の監査報告書の対象ではないと述べています。したがって、NISの下では保証要件はありません。企業は当該情報に対して任意で保証を取得することができます。

弊法人の見解

現時点では、メキシコ財務報告基準(財務諸表におけるサステナビリティ開示を含む)を適用を企業に強制する規制当局は存在しません。独立監査人の報告書の対象でもないため、企業がどのように要件を適用するかは不透明となっています。

シンガポール

適用範囲

シンガポール会計企業規制庁(ACRA)及びシンガポール証券取引所規制局(SGX RegCo)は、上場企業及び大規模非上場企業に対して、ISSB基準に従った気候関連開示の報告を要求しています。

大規模非上場企業とは、直近の2事業年度の財務諸表に基づき、年間売上高が10億シンガポールドル以上かつ総資産が5億シンガポールドル以上である企業です。

大規模非上場企業は、(1)直接、中間又は最終親会社(国内外を問わない)がシンガポールの所定の気候関連開示又は同等とみなされる制度(例:ESRS)に準拠して気候又はサステナビリティ報告を作成しており、(2)当該親会社の報告に自社の活動が含まれていて一般に公開されている場合、報告義務から免除されます。

適用時期

大規模非上場企業は、ISSB基準に基づくその他の気候関連開示とともに、スコープ1及びスコープ2のGHG排出を2030年に開始する事業年度から開示することが要求されます。スコープ3のGHG排出の開示は任意です。

保証要件

大規模非上場企業について、スコープ1及びスコープ2のGHG排出に対する限定的保証が2032年に開始される事業年度から要求されます。保証提供者は、シンガポール会計企業規制庁に登録された監査事務所又はシンガポール認定評議会により認定された試験・検査・認証事業者でなければならない。

提案中の報告基準

フィリピン

適用範囲

フィリピン証券取引委員会(フィリピンSEC)は、2026年にサステナビリティ開示に関するフィリピン財務報告基準(PFRS)の適用を予定しています。PFRSは大規模非上場企業に適用され、直前の事業年度の連結売上高が150億フィリピン・ペソを超える企業と定義されます。企業は、(1)直接・中間又は最終親会社が既にフィリピンで所定のサステナビリティ関連開示を作成しており、(2)当該親会社の報告に自社のサステナビリティ関連開示が含まれている場合、報告義務から免除されます。

提案中のPFRSはISSB基準に整合し、PFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」及びPFRS S2号「気候関連開示」を含んでいます。また、2025年10月31日まで意見募集していました。

適用時期

大規模非上場企業の報告義務は、2028年度のデータに基づき2029年度から開始します。

保証要件

スコープ1及びスコープ2のGHG排出に対する限定的保証は、PFRS S1号及びS2号の初回実施から2年後に要求されます。

スイス

適用範囲

TCFD提言に基づく義務的な気候関連開示要件が、スイス債務法及び気候情報開示に関する条例の下で2022年にスイス連邦法に導入されました。これらの報告要件は、一定の規模の上場企業及び金融機関に対して、コンプライ・オア・エクスプレインベースで義務付けられています。

スイス連邦参事会(内閣)は2024年12月に、これらの要件に関する改正案を提案しました。その内容には、要件をコンプライ・オア・エクスプレインベースではなく義務化すること、そして現在のTCFDフレームワークを廃止し、国際的に認められた報告基準(スイスの要件がダブル・マテリアリティに基づくため、例えば、ISSB基準とGRI基準に基づく追加情報の開示等)またはESRSのいずれかを選択できるようにすることが含まれています。

提案された改正は、スコープの閾値を引き下げ、サステナビリティ報告フレームワークの対象となる企業数を増やすものです。非上場企業で、以下の基準のうち2つを2会計年度連続で超える場合、当該フレームワークに基づく報告が要求されます。

- ▶ ²³総資産が2,500万スイス・フラン超
- ▶ 年間売上高が5,000万スイス・フラン超
- ▶ 年間グローバル平均正社員数が250人

企業は、(1)スイス連邦法に従ってサステナビリティ報告書を作成している、又は外国法に従って同等の報告書を作成している企業グループの子会社であり、(2)親会社の報告書を参照し、それを公表している場合、報告義務から免除されます。

適用時期

⁴スイス連邦参事会(内閣)は、CSRDの簡素化に関するEUの決定(2026年初頭予定)後に当該提案の次のステップを決定します。

保証要件

企業は初年度の報告において一定の情報に対する保証を取得することが要求されます。要求される保証の水準(限定的保証か合理的保証か)は未定です。

英国

TCFDフレームワークに基づく必須の気候関連財務開示要件が、2022年に英国法に導入され、一定の大規模企業に適用されています。これらの開示は、大規模企業のStrategic Report(戦略報告書)における非財務・サステナビリティ情報の記載の一部として要求されます。

2025年6月、英国政府は英国サステナビリティ報告基準(UK SRS)の承認に関するコンサルテーションを開始しました。同コンサルテーションは、UK SRS S1号及びUK SRS S2号(それぞれIFRS S1号及びIFRS S2号の英国版-英国での適用に合わせた小幅な修正を含む)を提案しています。英国政府は2026年初頭に最終承認版のUK SRSを公表する見込みです。また、UK SRSの利用に伴う費用対効果に関する証拠を求めており、将来、UK SRSの使用を義務付けるかどうかを検討する際の判断材料とする予定です。

さらに、英国政府は、サステナビリティ関連の財務開示に対する保証を提供する事業者に焦点を当てた協議も提案しました。これは、サステナビリティ関連情報の開示が英国における保証制度の対象となることを目的としています。

英国政府は 2026年初頭に最終承認版の UK SRS を公表する見込みです。

次のステップ

- ▶ 企業は、グローバルなサステナビリティ関連報告要件に関する動向をモニタリングし、コンプライアンスに備えるとともに、提案された規制が公表された際にはフィードバックの提供を検討する必要があります。
- ▶ 特定の法域のサステナビリティ報告基準の対象となる企業は、関連規制当局が定める最新の要件を確認し、具体的な開示要件及び報告期限を理解する必要があります。
- ▶ 企業は、報告効率の最適化のため、グローバル連結のサステナビリティ報告書で報告要件を満た⁵すことが可能か評価する必要があります。⁶⁷

脚注:

- ¹ 詳細については、EUの企業サステナビリティ報告の政策立案に関する「[Corporate sustainability reporting – Finance – European Commission](#)」、及び、CSRDの本文については「[Directive – 2022/2464 – EN – CSRD Directive – EUR-Lex](#)」を参照してください。
- ² SB-253及びSB-261の改正(SB-219)が2024年9月に法制化され、他の項目のほか、企業がSB-253で要求される情報を子会社レベルではなく親会社の連結レベルで報告することを認めることとなりました。SB-219については「[Bill Text – SB-219 Greenhouse gases: climate corporate accountability: climate-related financial risk](#)」を参照してください。
- ³ 最初のESRSセットについては「[European sustainability reporting standards – first set \(europa.eu\)](#)」で入手可能です。ECは、最初のオムニバス・パッケージの一環としてESRSの簡素化に関する技術的助言をEFRAGに要請しました。EFRAGは2025年12月3日にECへ技術的助言を提出しています。ECは、2026年中に委任法により改訂されたESRSを採択する見込みです。EFRAGの改訂ESRSに関する技術的助言は「[Amended ESRS EFRAG](#)」で入手可能です。
- ⁴ 「[IFRS S1号『サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項』\(2023年6月、IFRS財団\)](#)」及び「[IFRS S2号『気候関連開示』\(2023年6月、IFRS財団\)](#)」を参照してください。ダウンロードにあたっては、IFRS財団の会員登録が必要となります。
- ⁵ 当該免除は、Companies Commission of Malaysia法2001第20A(1)項に規定されるCompanies Commission of Malaysiaの最高経営責任者(Registrar)の政策決定に従うこととなります。

EY | Building a better working world

EYは、クライアント、EYのメンバー、社会、そして地球のために新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。

データ、AI、および先進テクノロジーの活用により、EYのチームはクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行い、現在、そして未来における喫緊の課題への解決策を導き出します。

EYのチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティング、税務、ストラテジー、トランザクションの全領域にわたります。蓄積した業界の知見やグローバルに連携したさまざまな分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに支えられ、150以上の国と地域でサービスを提供しています。

All in to shape the future with confidence.

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](https://www.ey.com/privacy)をご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、[ey.com](https://www.ey.com)をご覧ください。

EY 新日本有限責任監査法人について

EY 新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザーサービスなどを提供しています。詳しくは [ey.com/ja_jp/about-us/ey-shinnihon-llc](https://www.ey.com/ja_jp/about-us/ey-shinnihon-llc) をご覧ください。

© 2026 Ernst & Young ShinNihon LLC.

All Rights Reserved.

ED MMY

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY 新日本有限責任監査法人および他の EY メンバーファームは、皆様本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。
[ey.com/ja_jp](https://www.ey.com/ja_jp)